

ICT導入支援事業補助金Q&A

No.	質問	回答
1	1法人が複数事業所の申請をすることは可能ですか。	可能です。 申請はできるだけ法人で一括して行ってください。ただし、申請書に添付する調書や計画等は事業所ごとに作成してください。 また、予算を超える場合は、調整させていただくことがありますので、全ての申請が採択されるとは限りません。
2	申請すれば必ず補助を受けられますか。	提出いただいた事業計画等の内容審査を行い、補助の可否を決定するため、申請したことにより必ず補助を受けられるわけではありません。
3	職員数に、「介護助手(補助)」を算入できますか。	ICTの活用が見込まれる場合は、可能です。 また、職員数については常勤換算方法より算出された人数(「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。)としてください。
4	他の補助対象事業費と重複して、交付を受けることはできますか。	重複して補助を受けることはできません。 他の補助事業で導入する機器等がある場合は、それを除いて申請してください。
5	過去に、沖縄県ICT導入支援事業補助金を利用したことがある場合でも申請できますか。	過去に補助を受けた場合は、補助基準額と実際に交付を受けた額の差額分について申請することは可能です。 ただし、その場合の補助基準額は、過去に交付した時点と、今回申請時点の職員数で少ない方の区分で算定します。 <u>例1)過去に60万円の補助を受けたことがある場合</u> 過年度:職員数8名・・・補助基準額100万 今年度:職員数15名・・・補助基準額160万 職員数が少ない方の区分で算定するため、基準額は100万となる。 $100万(補助基準額) - 60万(過去に交付を受けた額) = 40万$ →今回申請できる上限額は40万となる。 <u>例2)過去に180万円の補助を受けたことがある場合</u> 過年度:職員数25名・・・補助基準額200万 今年度:職員数20名・・・補助基準額160万 職員数が少ない方の区分で算定するため、基準額は160万となる。 $160万(補助基準額) - 180万(過去に交付を受けた額) = \Delta 20万$ →差額がマイナスのため、申請はできない。
6	LIFEの対象外の介護サービス事業所で、LIFEによる情報収集への協力は必要ですか。	LIFEへの協力は補助要件のため、LIFE対象外の介護サービスであっても、利用申請を行っていただき、利用が確認できる書類(受付はがきやメール等の写し)を提出ください。

ICT導入支援事業補助金Q&A

No.	質問	回答
7	現在LIFEを利用していない場合、いつまでに利用申請を行えばよいですか。	<p>希望する補助率により異なります。</p> <p>補助率4分の3を希望する場合は、交付申請時点までに利用申請を行い、利用が確認できる書類(受付はがきやメール等の写し)を提出いただきます。</p> <p>補助率2分の1の場合は、交付申請時点までに利用を開始していない場合は、実績報告時に利用が確認できる書類(受付はがきやメール等の写し)を提出いただきますので、それまでに利用申請を行ってください。</p>
8	同施設内で「施設サービス」と「短期入所サービス」の両方を実施している場合、それぞれで提出することは可能ですか。	<p>補助対象は事業所ごとであるため、それぞれ提出することは可能です。</p> <p>ただし、補助上限額は職員数により決まるため、各サービスで職員が重複しないよう分けてください。</p> <p>例えば、同建物内で施設サービスと短期入所サービスを提供している場合、職員が兼務となっていることもありますが、施設・短期入所それぞれで職員を分ける又は業務時間等により按分することが必要になります。</p> <p>また、予算を超える場合は、調整させていただくことがありますので、両方が採択されるとは限りません。</p>
9	有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅の場合も対象になりますか。	<p>対象となる事業所は介護保険法上のサービスを行う事業所であるため、原則質問のあった施設は対象となりません。</p> <p>ただし、特定施設入居者生活介護など、介護保険法上のサービスを行っている場合は対象となります。</p>